ファミリー サポートセンターに 登録しませんか?







## ∞ファミリーサポートセンターとは・・・

育児の手助けをしてほしい方(おねがい会員)と、育児の手助けをしたい方(サポート会員)、地域の人同士 が会員となって行う有償ボランティアのしくみです。こどもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病 気や急な預かりなど、地域で子育て支援を行っています。

原則として、お子さんの預かり先はサポート会員の自宅となりますが、利用会員の希望する場所で預かる こともできます。

# ☆ 登録・利用料助成について

- ★ファミリーサポートセンターを利用する前に、まず会員登録が必要です。
- ★登録は「与那原·西原·中城ファミリーサポートセンター」または、福祉部福祉課の窓口で行ってください。
- ★非課税世帯等で利用料助成を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課の窓口で申請が必要です。

# 🖄 利用時間・報酬の基準

利用内容(時間)	利用料金		
平日(月~土)7:00~ 19:00	600円/時間		
上記以外の時間・日曜・祝日 ・年末年始、当日緊急	700円/時間		
病児・病後児	700円/時間		
宿泊(要予約)21:00 ~ 7:00	500円/時間		

- 前日までのキャンセル 無料
- 当日のキャンセル 1時間分の利用料金
- 無断キャンセル

利用料金 × 申請利用時間

病児・病後児の当日キャンセルは無料になりま す。活動当日の急なキャンセルや時間変更は、お ねがい会員とサポート会員で連絡を取り合い、そ

- ★複数の子ども(兄弟姉妹)を同時に預ける場合、2人目以降は半額の料金になります。
- ★利用料金は、おねがい会員がサポート会員へ直接お支払いください。オムツ、ミルク、おやつ、食事などは、 おねがい会員が準備してください。(交通費は別途基準があります。ファミリーサポートセンターまでお 問い合わせください)
- ★援助活動開始~1時間に満たない場合でも1時間分の料金になります。 1時間以上の場合、30分以内は上記表の半額。30分を超えた場合は1時間分となります。



与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター 住 所 与那原町字東浜97-1 オーシャンブルー I 101

☎988-1914 FAX 988-1924

開所時間 月曜~金曜 9:00~17:30

### 【お問い合わせ】福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

子どもの急な発熱!でも仕事を休めない…。 そんなときのために登録を行っておくと安心です。

# 4月より新たに利用登録申請が必要

### ☆利用方法 利用には、年度ごとに登録の申請が必要です。

- ★登録及び減免の申請は、必ず病後児保育の利用前に福祉部福祉課の窓口で行ってください。
- ★非課税世帯等で減免を受けたい場合は、事前に福祉部福祉課の窓口で申請が必要です。 利用当日に病院で登録及び減免の申請をすることはできません。

### (☆対象児童☆`

西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者

- ① 保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ保護者の就労、 傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者
- ② 保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

### (☆利用料金☆)

① 保育料 2.000円 (1人あたり日額) (半日利用の場合、保育料は半額になります)



- ※ただし、次のいずれかに該当する方は保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いしま す。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合があります。ご注意ください。
- (1)市町村民税非課税世帯
- ⇒ 保育料一部免除(1,000円) ※半日の場合は半額
- (2)生活保護世帯
- ⇒ 保育料全額免除

### ☆利用時間☆

		月	火	水	木	金	土	日
午前	前	Q.	30~17:30	)	8:30~ 12:00	I	8:30~	×
午~	後	0.	30 - 17.30	,	×	17:30	15:30	

医療法人ひまわり会 太田小児科医院(西原町字小橋川164番地の2) 27946-5081

### 【お問い合わせ】福祉部福祉課 子育て支援係 ☎945-5311



|西原町では「広報にしはら」やインターネットを活用して、住民が知るべき情報、お知らせしたい 情報などを広くお届けしています。その一環で、西原町では「LINE@ |での情報配信を行っています

「LINE」は、スマートフォンやタブレット端末向けの無料アプリケーションのサービス。メッセー ジのやり取りとネット経由での通話が主な機能です。

「LINE@」は、「LINE」のサービスを利用して企業や団体、自治体などが情報を発信するものです。 LINE を活用した情報発信は、西原町が県内で初めてです。

### 【「LINE@西原町 |の登録方法】

使用するスマートフォンやタブレット端末に「LINE」アプリをインストールしてください。

その後、①か②のいずれかの方法で、西原町のアカウントを登録してください。 ① LINE@ナビ(http://lineat.jp/)のホームページから西原町を検索し、登録

② 右の QR コードを読み込む



総務部企画財政課広報係 🕿 945-5340

**17** 広報にしはら No.517 H27.3.1 広報にしはら No.517 H27.3.1 16